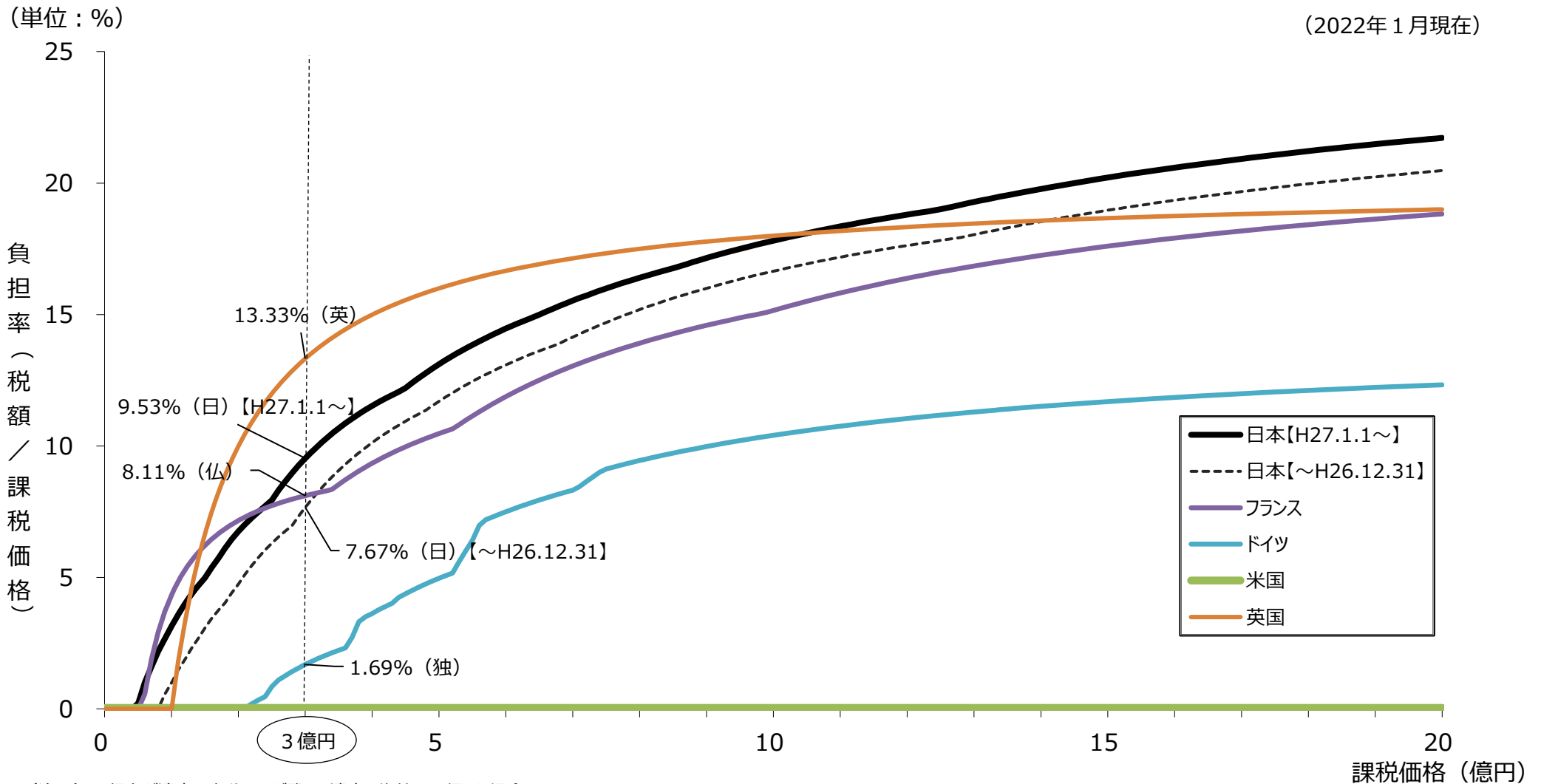


主要国における相続税負担率の国際比較（配偶者＋子2人）



(注1) 配偶者が遺産の半分、子が残りの遺産を均等に取得した場合である。

(注2) 英国では、相続財産に家やその持ち分が含まれ、それを直系子孫が相続する場合には基礎控除額が17.5万ポンド（2,695万円）加算される（相続財産総額が200万ポンド（3.08億円）を超える場合、逓減・消失）が、本資料ではこれは加味していない。

(注3) フランスでは、夫婦の財産は原則として共有財産となり、配偶者の持分は相続の対象ではないため、負担率計算においては除外している。

(注4) ドイツでは、死亡配偶者の婚姻後における財産の増加分が生存配偶者のそれを上回る場合、生存配偶者はその差額の2分の1相当額が非課税になる（ここでは、配偶者相続分の2分の1としている）。

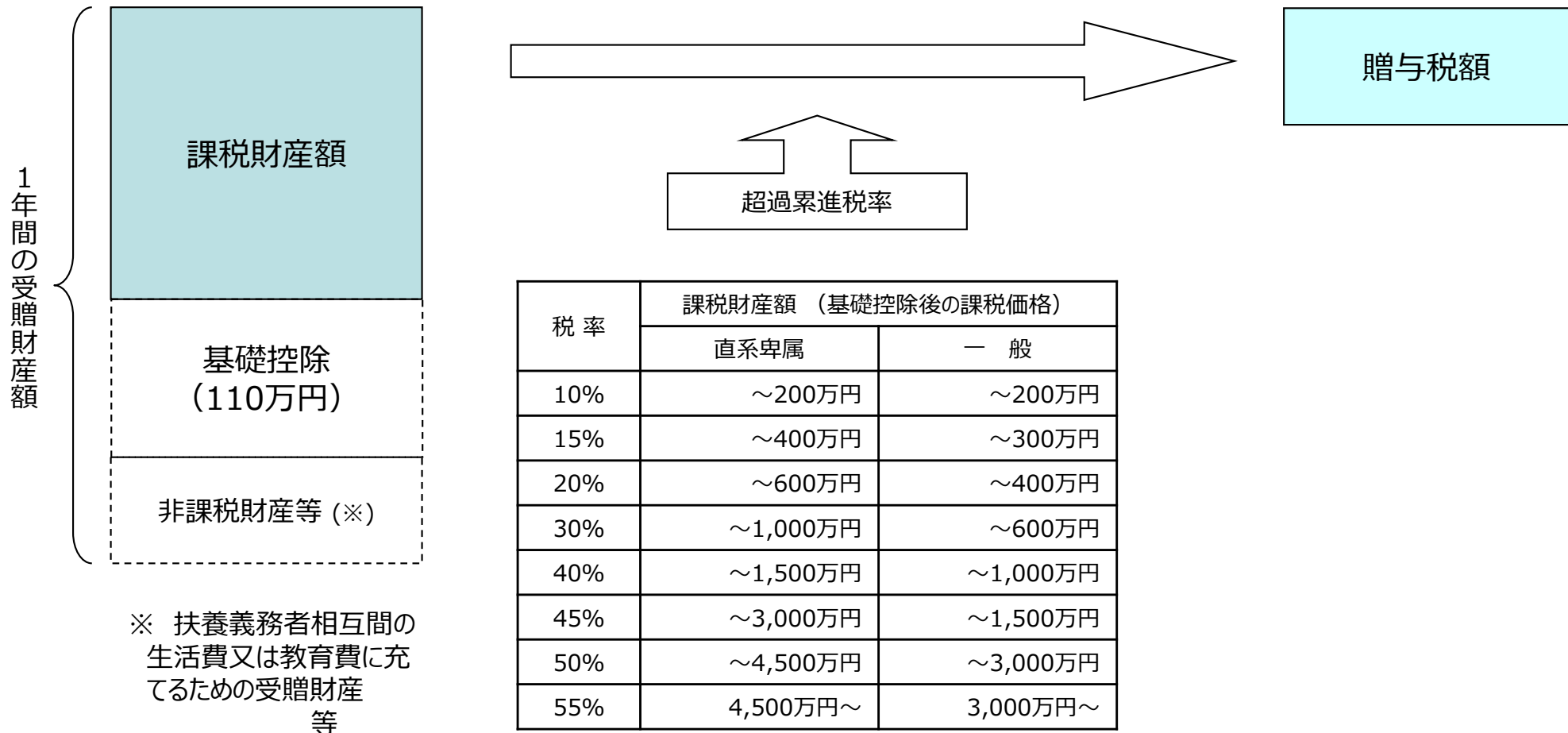
(注5) 米国は、課税価格が約27.4億円までは負担率が0%である。

(注6) 2018年から2025年までの時限措置として、基礎控除額が500万ドル（5.7億円）から1,000万ドル（11.4億円）に拡大された（ただし、毎年インフレ調整による改訂が行われる）。

(備考) 邦貨換算レート：1ドル＝114円、1ポンド＝154円、1ユーロ＝130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年(2022年)1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

贈与税の仕組み（暦年課税）

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税で、相続税の補完税としての性格を持つ。



相続税の合計課税価格階級別の課税状況等（令和2年分）

合計課税価格 階級区分	件 数		納 付 税 額		平 均 課税価格 (a)	平 均 納付税額 (b)	負担割合 (b)／(a)
	件 数	累積割合	税 額	累積割合			
	件	%	億円	%	万円	万円	%
～ 5千万円	11,774	9.8	88	0.4	4,444	75	1.7
～ 1億円	61,387	60.8	1,573	7.9	7,095	256	3.6
～ 2億円	31,056	86.6	3,620	25.2	13,666	1,166	8.5
～ 3億円	7,985	93.2	2,590	37.6	24,098	3,243	13.5
～ 5億円	4,810	97.2	3,324	53.5	37,805	6,910	18.3
～ 7億円	1,528	98.5	2,004	63.1	58,459	13,117	22.4
～ 10億円	855	99.2	1,769	71.6	82,632	20,687	25.0
～ 20億円	745	99.8	2,825	85.1	132,963	37,917	28.5
～ 100億円	214	99.9	2,151	95.4	305,626	100,515	32.9
100億円超	18	100.0	972	100.0	1,576,811	539,744	34.2
合 計	120,372		20,915		13,619	1,737	12.8

- (備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。

贈与税の取得財産価額階級別の課税状況等（令和2年分）

〔暦年課税分〕

取得財産価額 階級区分	人 員			納 付 税 額			平均取得 財産価額 (a)	平 均 納付税額 (b)	負担率 (b)／(a)
	人 員	構成比	累積比	税 額	構成比	累積比			
	件	%	%	億円	%	%	万円	万円	%
～ 150万円	113,120	31.1	31.1	12.3	0.6	0.6	120.8	1.1	0.9
～ 200万円	44,470	12.2	43.3	33.8	1.5	2.1	186.3	7.6	4.1
～ 400万円	119,827	32.9	76.2	224.5	10.2	12.3	293.8	18.7	6.4
～ 700万円	55,944	15.4	91.5	299.5	13.6	25.9	518.1	53.5	10.3
～ 1,000万円	15,667	4.3	95.8	205.3	9.3	35.3	844.5	131.1	15.5
～ 2,000万円	11,284	3.1	98.9	262.3	11.9	47.2	1,360.5	232.5	17.1
～ 3,000万円	2,503	0.7	99.6	105.9	4.8	52.0	2,336.6	423.1	18.1
～ 5,000万円	717	0.2	99.8	102.5	4.7	56.7	3,746.9	1,429.7	38.2
～ 1億円	363	0.1	99.9	115.4	5.3	62.0	6,935.3	3,178.8	45.8
～ 3億円	256	0.1	99.9	223.4	10.2	72.1	17,568.4	8,725.8	49.7
～ 5億円	68	0.0	99.9	132.4	6.0	78.1	39,920.6	19,463.2	48.8
～ 10億円	46	0.0	99.9	154.1	7.0	85.2	69,015.2	33,497.8	48.5
10億円超	30	0.0	100.0	326.1	14.8	100.0	213,513.3	108,713.3	50.9
合 計	364,295	100.0		2,197.5	100.0		391.3	60.3	15.4

- (備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。

贈与税の取得財産価額階級別の課税状況等（令和2年分）

〔相続時精算課税分〕

取得財産価額 階級区分	人 員			納 付 税 額			平均取得 財産価額 (a)	平 均 納付税額 (b)	負担率 (b)／(a)
	人 員	構成比	累積比	税 額	構成比	累積比			
	件	%	%	億円	%	%	万円	万円	%
～ 150万円	2,105	5.3	5.3	0.4	0.1	0.1	99.1	1.9	1.9
～ 200万円	1,548	3.9	9.2	0.2	0.0	0.1	179.4	1.6	0.9
～ 400万円	6,664	16.8	26.0	1.2	0.2	0.3	303.5	1.8	0.6
～ 700万円	8,675	21.9	47.9	1.6	0.3	0.6	543.1	1.9	0.3
～ 1,000万円	6,582	16.6	64.5	1.8	0.3	0.9	869.7	2.8	0.3
～ 2,000万円	8,836	22.3	86.8	4.2	0.7	1.6	1,434.6	4.8	0.3
～ 3,000万円	3,267	8.2	95.0	6.8	1.1	2.7	2,410.1	20.8	0.9
～ 5,000万円	926	2.3	97.3	21.9	3.7	6.4	3,791.9	236.7	6.2
～ 1億円	571	1.4	98.8	49.2	8.3	14.7	6,994.7	861.8	12.3
～ 3億円	369	0.9	99.7	99.6	16.7	31.4	16,205.1	2,697.8	16.6
～ 5億円	61	0.2	99.8	42.3	7.1	38.5	37,583.6	6,932.8	18.4
～ 10億円	24	0.1	99.8	31.2	5.2	43.7	68,370.8	12,991.7	19.0
10億円超	27	0.1	100.0	335.7	56.3	100.0	624,381.5	124,322.2	19.9
合 計	39,655	100.0		596.2	100.0		1,709.0	150.3	8.8

- (備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。

主要国における相続税の概要

(2022年1月現在)

区分	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
課税方式	法定相続分課税方式 (併用方式)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
最低税率	10%	18%	40% (注3)	7% (注5)	5% (注5)
最高税率	55%	40%		30% (注5)	45% (注5)
税率の刻み数	8	12	1 (注3)	7	7
基礎控除等	3,000万円 +600万円×法定相続人数 (別途、配偶者の税額を控除)	基礎控除：1,206万ドル (注2) (13.7億円) 配偶者：免税	基礎控除：32.5万ポンド (注3、4) (5,005万円) 配偶者：免税	配偶者 (注6、7、9) ： 剰余調整分+75.6万ユーロ (9,828万円) 子 (注7、8、9)：40万ユーロ (5,200万円)	配偶者：免税 (注7、9) 子：10万ユーロ (1,300万円)
累積制度	相続前3年間に (注1) 贈与された財産	相続前 (全期間) に 贈与された財産	相続前7年間に 贈与された財産 (注3)	相続前10年間に 贈与された財産	相続前15年間に 贈与された財産

(注1) 相続時精算課税制度を選択している場合には、その選択後、相続開始までにその被相続人から贈与された財産が相続財産の価額に加算される。

(注2) 遺産税の計算において、生前に贈与された全ての財産価額を遺産価額に累積・合算して税額を計算する (過去の納付贈与税額は、贈与税・遺産税額から控除可)。贈与税にかかる年間の控除額 (受贈者1人あたり1.6万ドル (182万円)) を贈与財産の価額から控除した額について、遺産価額に合算する。なお、基礎控除は、贈与税と遺産税に共通する生涯累積分の基礎控除であり、毎年インフレ調整が行われる。

(注3) 相続税率は原則40%。なお、原則として贈与については、贈与時には課税されない (一定の信託への譲渡等を除く) が、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される (贈与後7年を経過した財産については非課税)。なお、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から贈与税にかかる年間の控除額 (贈与者1人あたり3,000ポンド (46万円)、残額は翌年度にのみ繰り越し可) を控除した残額を、相続財産価額に合算する。

(注4) 居住している住宅やその持ち分を直系子孫が相続する場合は、基礎控除が17.5万ポンド (2,695万円) 加算される (ただし、相続財産総額が200万ポンド (3億800万円) を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が逡減する)。

(注5) ドイツの税率は配偶者及び子等、フランスの税率は子等の税率による。

(注6) 配偶者に対する相続において、剰余調整分 (婚姻中における夫婦それぞれの財産増加額の差額の2分の1) が非課税になるほか、基礎控除50万ユーロ (6,500万円) 及び特別扶養控除25.6万ユーロ (3,328万円) が認められる。

(注7) ドイツについては贈与後10年以内、フランスについては贈与後15年以内に贈与者が死亡した場合、各期間中に贈与された財産の価額を相続財産価額に累積・合算して税額を計算する (各累積期間中納付贈与税額については、相続税額から控除可)。

(注8) 子に対する相続において、基礎控除40万ユーロ (5,200万円) のほか、27歳以下の子には10,300ユーロ (134万円) ~52,000ユーロ (676万円) の特別扶養控除が認められる。

(注9) ドイツでは両親や兄弟姉妹等、フランスでは兄弟姉妹等に対しても、一定額の基礎控除が存在する。

(備考1) 遺産課税方式は、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、遺産取得課税方式は、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。

(備考2) 邦貨換算レートは、1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年 (2022年) 1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

主要国における贈与税の概要

(2022年1月現在)

	日本		米国	英国 (相続税の一部) (注6)	ドイツ	フランス		
	暦年課税	相続時 精算課税						
納税義務者	受贈者	受贈者 (注3)	贈与者	贈与者	受贈者	受贈者		
税率	最低税率	10%	18%	-	7% (注8)	続柄の親疎により 税率は3種類 (最高税率50%)	5% (注8)	続柄の親疎により 税率は5種類 (最高税率60%)
	最高税率	55% (注1)	40%	-	30% (注8)		45% (注8)	
	税率の 刻み数	8 (注1)	1	12	-		7	
累積制度	なし	あり (過去全て)	あり (過去全て)	-	あり (過去10年分)	あり (過去15年分)		
相続財産 への合算	過去3年分	精算課税適用分	過去全て	過去7年分	過去10年分	過去15年分		
基礎控除等	基礎控除 (年間) (注2) : 110万円	特別控除 (累積) (注2) : 2,500万円	生涯累積 (遺産税と共通) (注4, 5) : 1,206万ドル (13.7億円) 配偶者: 免税	7年累積 (注7) : 32.5万ポンド (5,005万円) 配偶者: 免税	10年累積 (相続税と共通) (注9) ・配偶者: 50万ユーロ (6,500万円) ・子: 40万ユーロ (5,200万円) 等	15年累積 (相続税と共通) (注9) ・配偶者: 80,724ユーロ (1,049万円) ・子: 10万ユーロ (1,300万円) 等 (注10)		

(注1) 直系尊属から20歳 (令和4年4月1日以後の贈与については、18歳) 以上の者への贈与とそれ以外の贈与とで税率が異なる。

(注2) 日本の暦年課税の基礎控除の本則は60万円であり、相続時精算課税の特別控除は限度金額まで複数回にわたって使用可能である。

(注3) 日本の相続時精算課税は、60歳以上の者から贈与を受けた20歳 (令和4年4月1日以後の贈与については、18歳) 以上の子及び孫が適用可能であり、一度適用すると、その贈与者からの贈与には暦年課税を適用できない。

(注4) 贈与・相続時点までに贈与者が贈与した全ての財産価額を累積・合算して税額を計算する (過去の納付贈与税額は、贈与税・遺産税額から控除可)。贈与財産の価額から年間の控除額 (受贈者1人あたり1.6万ドル (182万円)) を控除した額について、贈与財産価額・遺産価額に合算する。

(注5) 生涯累積分の基礎控除と年間の控除額について毎年インフレ調整が行われる。

(注6) 英国においては相続税 (Inheritance Tax) から独立した形での贈与税という税目は存在せず、原則として贈与時には課税されない (一定の信託への譲渡等を除く) が、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される (贈与後7年を経過した財産については非課税)。

(注7) 相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から年間の控除額 (贈与者1人あたり3,000ポンド (46万円)) を控除した残額を、相続財産価額に合算する。なお、年間の控除額に残額がある場合は、翌年度にのみ繰り越すことができる。また、居住している住宅やその持ち分を直系子孫に贈与 (相続) する場合は、7年累積分の基礎控除が17.5万ポンド (2,695万円) 加算される (ただし、贈与 (相続) 財産総額が200万ポンド (3億800万円) を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が逡減する)。

(注8) ドイツ及びフランスは配偶者及び子等の税率による。ただし、フランスにおいて、配偶者と子等の間で、税率のブラケット幅が一部異なる。

(注9) ドイツについては贈与・相続時点以前10年以内、フランスについては贈与・相続時点以前15年以内に受贈者が贈与された財産の価額を贈与財産・相続財産価額に累積・合算して税額を計算する (各累積期間中の納付贈与税額については、贈与税・相続税額から控除可)。

(注10) 基礎控除に加えて、贈与者が80歳未満で、受贈者が子、孫又は曾孫の場合、31,865ユーロの控除が認められる (Family gifts制度)。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 令和4年 (2022年) 1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

相続税・贈与税の課税状況等の国際比較

	日本 (2020年)	米国 (2020年)	英国 (2019年度)	フランス (2020年)	(参考) ドイツ (2020年)
死亡者数 (A)	137.3 万人	338.4 万人	61.2 万人	66.8 万人	98.6 万人
課税件数 (注1) (B)	12.0 万件	0.2 万件	2.3 万件	—	16.4 万件
課税割合 (B/A)	8.8 %	0.05 %	3.8 %	—	16.6 %

遺産総額 (注2,3) (C)	16.4 兆円	425.0 億ドル (4.8 兆円)	477.0 億ポンド (7.3 兆円)	—	468.8億ユーロ (6.1 兆円)
納付総額 (注4) (D)	2.1 兆円	97.4 億ドル (1.1 兆円)	49.6 億ポンド (0.8 兆円)	151.1 億ユーロ (2.0 兆円)	85.6 億ユーロ (1.1 兆円)
負担割合 (D/C)	12.8 %	22.9 %	10.4 %	—	18.3 %

(注1) 日本、米国、英国、フランスにおいては、課税件数は被相続人一人につき一件とカウントされているのに対し、ドイツは相続人一人につき一件の申告が行われるため、課税件数は相続人一人につき一件とカウントされているため、参考として記載。

(注2) 各国の遺産総額は相続税申告者（基礎控除額等を超える遺産額がある者）の遺産額のうち、葬式費用等を控除した後の遺産額で、配偶者控除（又は配偶者非課税移転額）及び基礎控除（又はそれに類する一般的に適用される控除）を控除する直前の課税遺産額の総額として最も近い統計データを記載している。

(注3) ドイツ、フランスでは遺産取得課税方式が採用されており、各相続人の課税対象となる遺産額のベースが、遺産課税方式を採用している米国、英国及び法定相続分課税方式を採用している日本とは異なる。

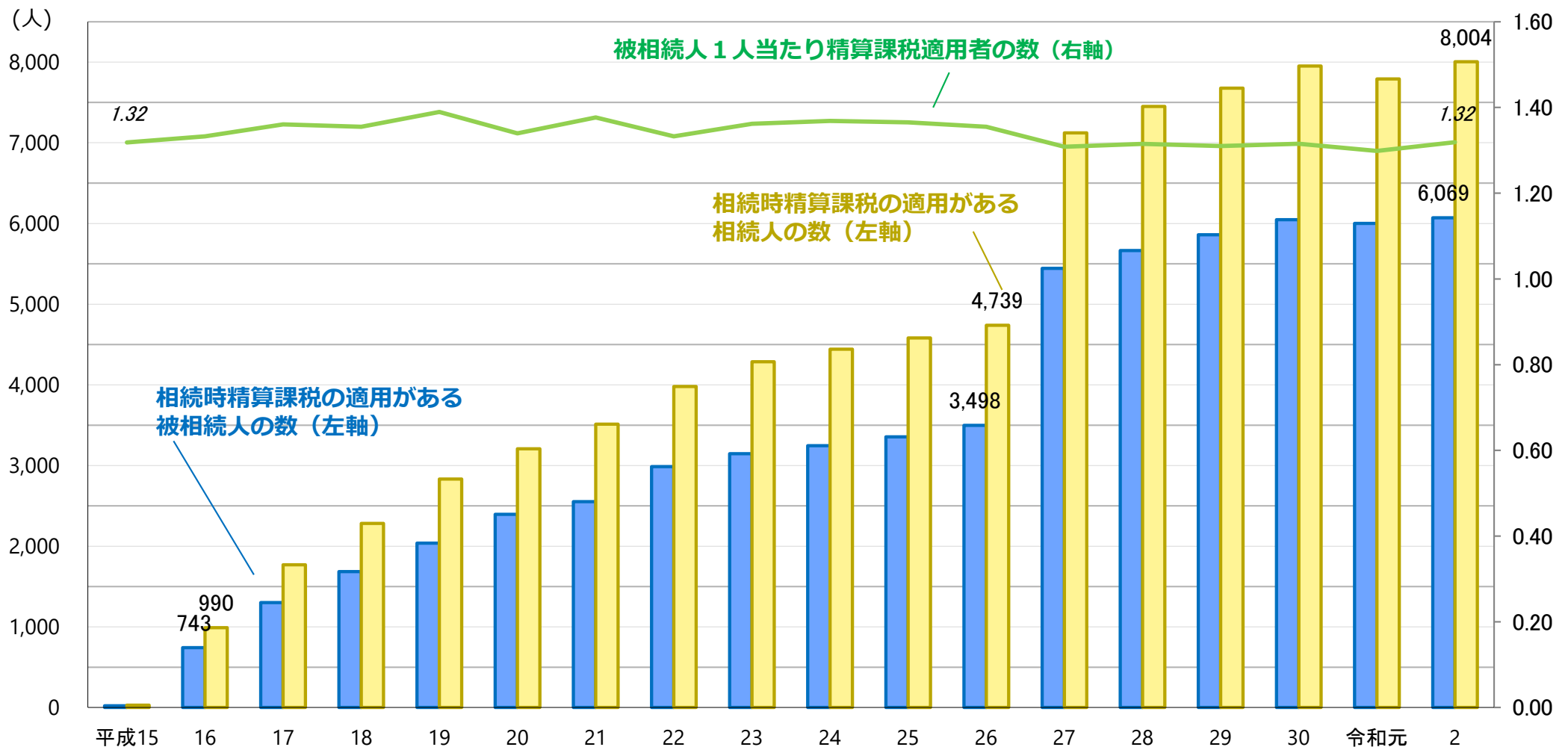
(注4) 贈与税による税収を含んでいる。

(出典) 各国資料

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年（2022年）1月中適用）。

相続税の課税価格に精算課税適用財産価額が含まれる者の推移

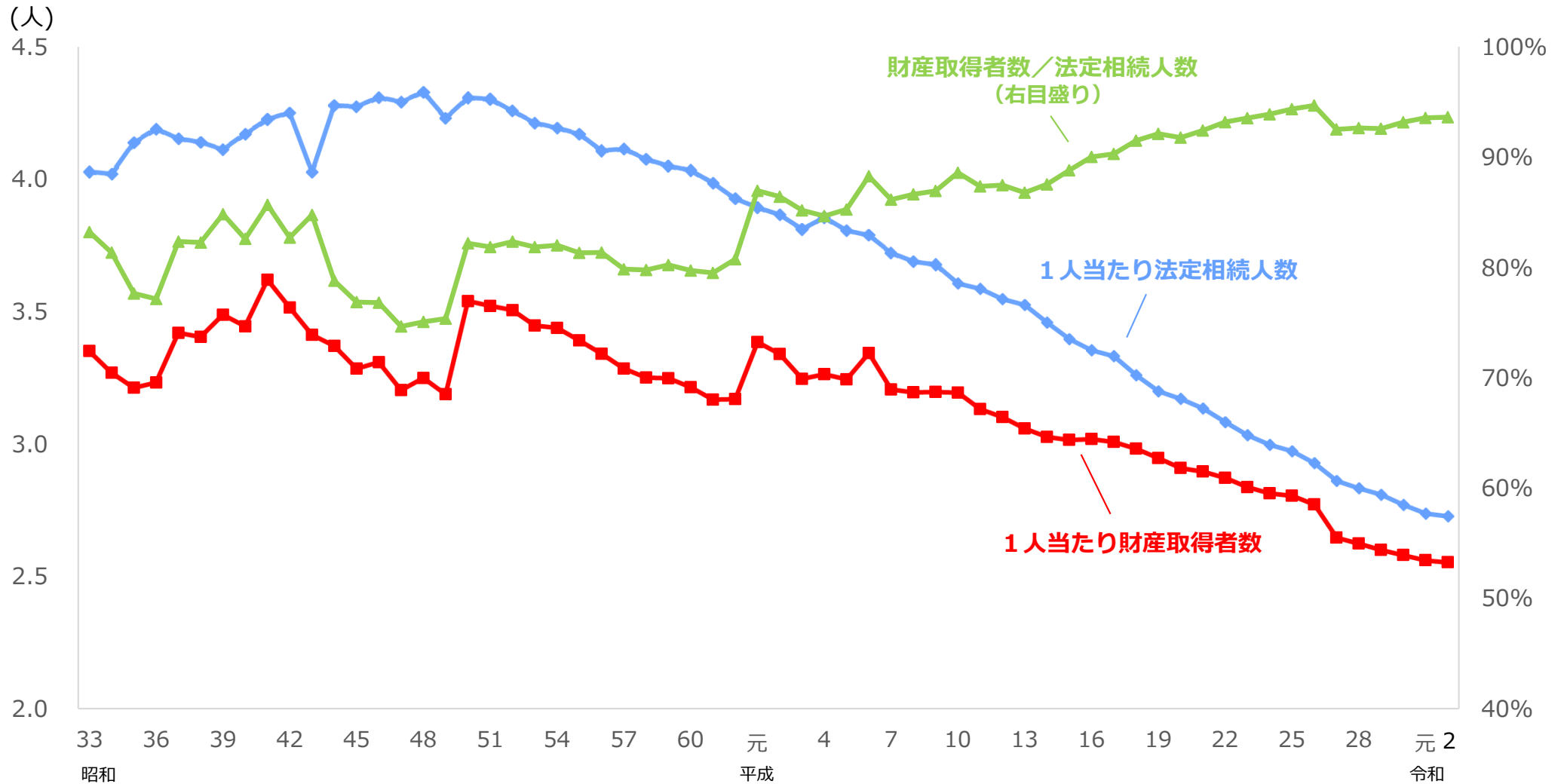
- 相続時精算課税の創設（平成15年）以後、相続税の申告において、課税価格に相続時精算課税が適用された財産がある者の数は、被相続人・相続人ともに、増加傾向にある。
- 相続時精算課税が適用された財産がある相続人の数（被相続人1人当たり精算課税適用者数）は、概ね1.3人程度で推移。



(出典) 国税庁統計年報書を元に作成。

相続税申告における1人当たりの法定相続人数・財産取得者数の推移

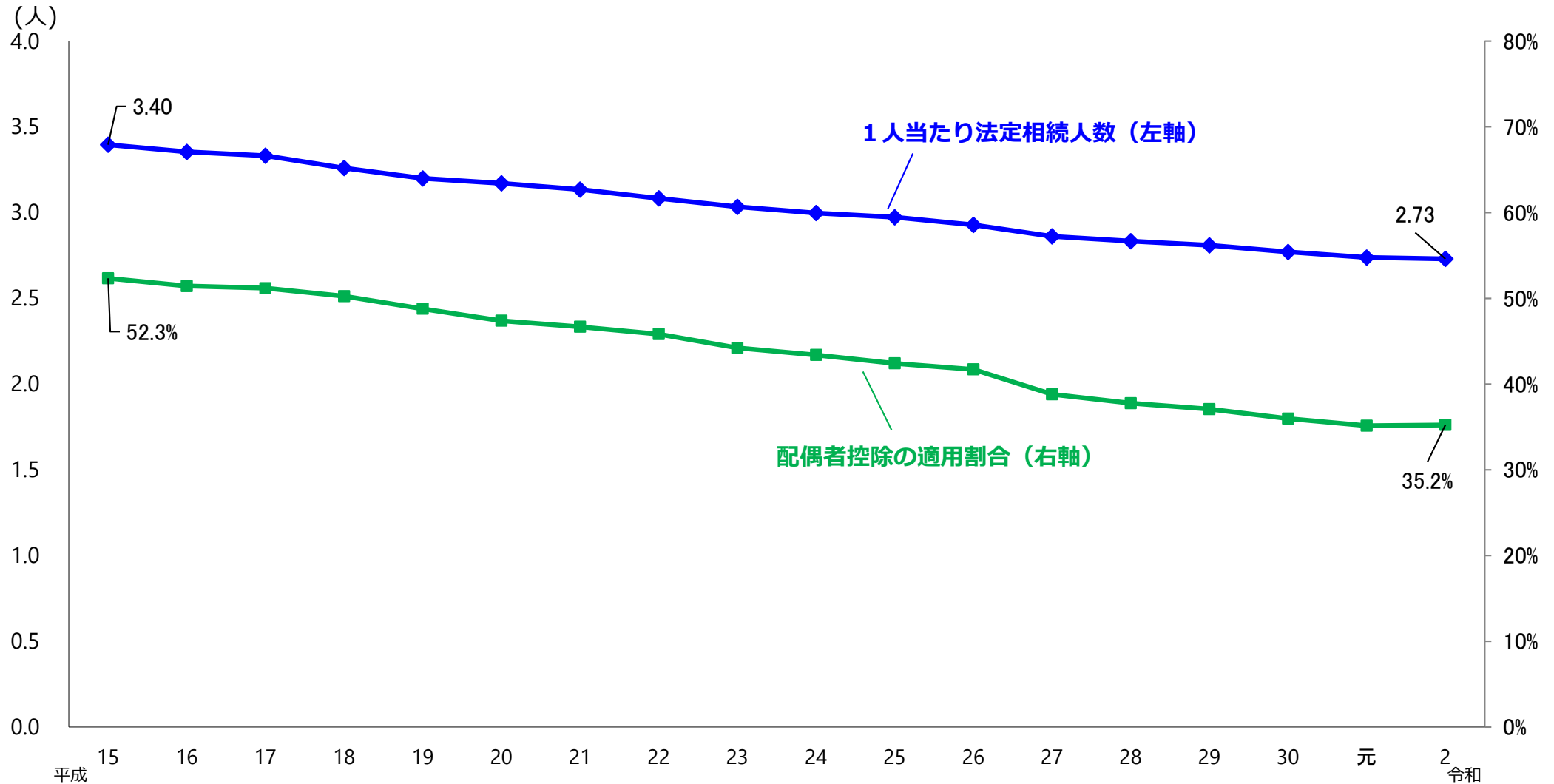
- 被相続人1人に対する法定相続人の数は、昭和50年前後をピークに、減少傾向。
- 法定相続人の数に対する、実際に相続財産を取得した者の数の割合は、平成以降は増加傾向。



(出典) 国税庁統計年報書を元に作成

相続税申告における1人当たりの法定相続人数・配偶者控除の適用割合の推移

○ 相続税申告における被相続人1人当たりの法定相続人の数や、配偶者控除の適用割合は、いずれも減少傾向。

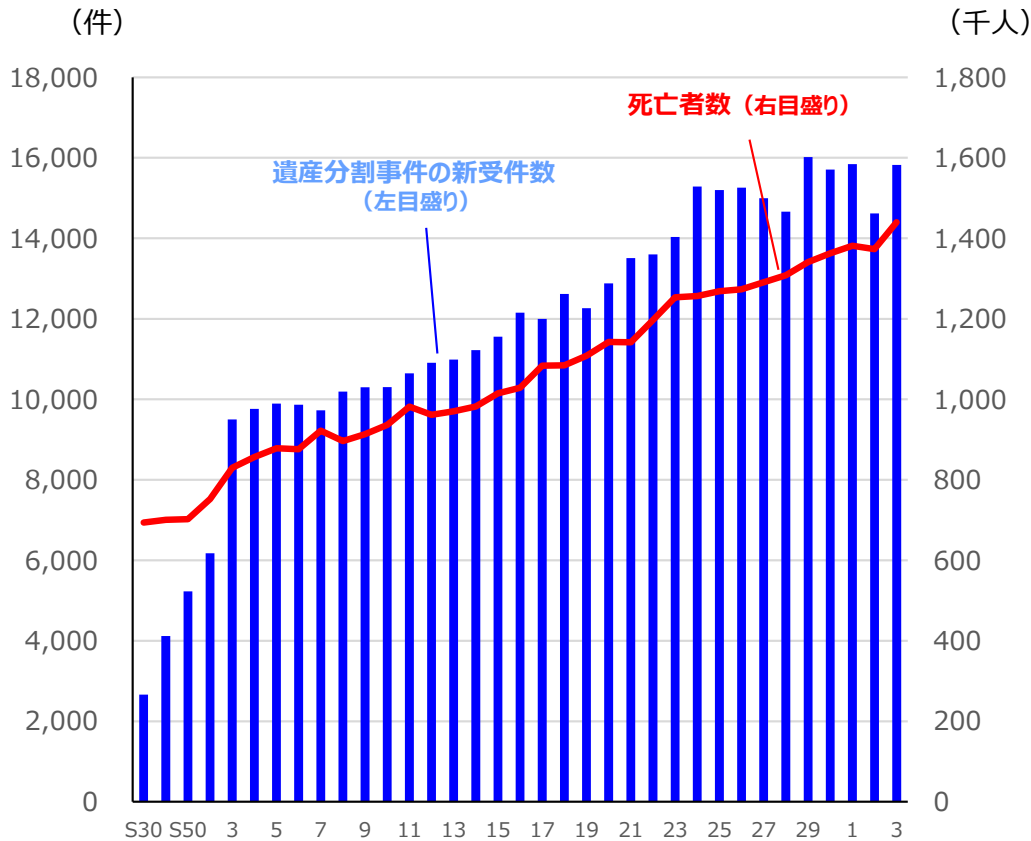


(出典) 国税庁統計年報書を元に作成

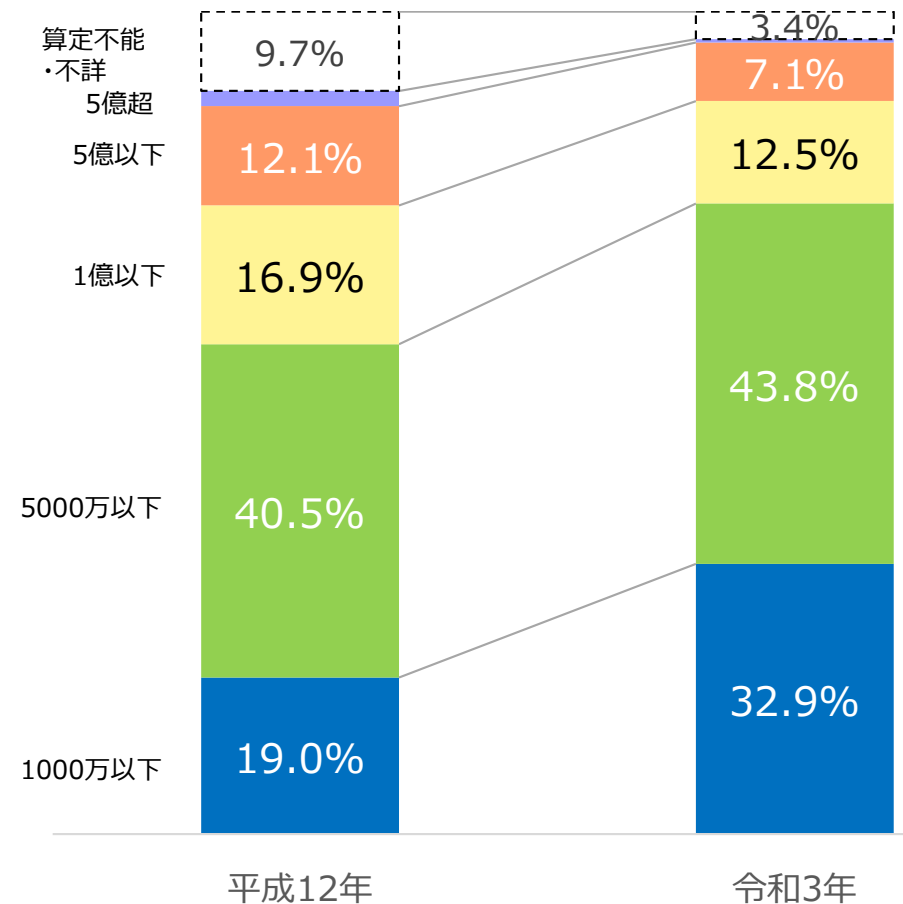
遺産分割事件数の推移

- 遺産分割事件の件数は、死亡者数の増加に伴って増加傾向。
- 低価額階級における紛争の割合が増加しており、足下では遺産分割事件の8割弱が遺産額5,000万円以下。

■ 遺産分割事件の新受件数（調停・審判）



■ 遺産の価額別遺産分割事件数（認容・調停成立）



(出所) 司法統計年報 (最高裁判所) ・ 人口動態統計 (厚生労働省) を元に作成